



三重県公報

平成29年5月26日（金）

第 2906 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
49	三重県情報公開・個人情報保護審査会規則	(情 報 公 開 課)	3
50	旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則	(同)	9
51	三重県情報公開条例施行規則及び三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	9
52	三重県動物愛護推進センター条例の施行期日を定める規則	(食 品 安 全 課)	10
53	三重県動物愛護推進センター条例施行規則	(同)	10
公 安 委 規 則			
5	公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則及び公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	13
企 業 庁 管 理 規 程			
10	企業庁関係三重県情報公開条例施行規程及び企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	14
病 院 事 業 庁 管 理 規 程			
8	病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程及び病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	15
告 示			
348	三重県情報公開条例第47条第1項の知事が別に定めるものの一部を改正する告示	(情 報 公 開 課)	16
349	三重県個人情報保護条例第48条第1項の知事が別に定めるものを廃止する告示	(同)	16
350	三重県個人情報保護条例第64条第2項の実施機関が別に定める機関の一部を改正する告示	(同)	16
351	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	16
352	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	17
353	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	17
354	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	18
355	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	18
356	同件	(同)	18
357	同件	(同)	19
358	同件	(同)	19
359	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	20
360	地方自治法施行令第158条第1項の規定による販売代金の収納事務の委託	(国 際 戦 略 課)	20
361	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	20
362	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	21

- 363 土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課) 21
364 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 22

議 会 告 示

- 1 三重県個人情報保護条例第64条第2項の実施機関が別に定める機関の一部を
改正する告示 (県議会) 24

議 会 訓 令

- 1 議会関係三重県情報公開条例施行規程及び議会関係三重県個人情報保護条例
施行規程の一部を改正する訓令 (県議会) 25

公 告

- 農用地利用配分計画の認可 (担い手支援課) 26
土地改良区の設立認可 (農地調整課) 27
鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案 (獣害対策課) 27
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会の
開催 (同) 28

特 定 調 達 公 告

- 一般競争入札を行う旨 (情報システム課) 28

規 則

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十九号

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号。以下「条例」という。)第十八条の規定に基づき、三重県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第五条第一項の合議体)

第二条 条例第五条第一項の合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によつてこれを定める。

2 前項の合議体の会議は、会長が招集し、長が議長となる。

3 第一項の合議体は、これを構成する委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 第一項の合議体の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第一項の合議体に属する委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(条例第五条第三項の合議体)

第三条 条例第五条第三項の合議体に長を置き、会長をもつて充てる。

2 前項の合議体の会議は、長が招集し、長が議長となる。

3 第一項の合議体は、これを構成する委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 第一項の合議体の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(手続の併合又は分離)

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び条例第二条第一号の諮問庁(次条において「諮問庁」という。)にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第五条 諮問庁は、条例第二条第二号の公文書又は条例第二条第三号の保有個人情報に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第十一条第一項の規定により当該公文書又は保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の陳述)

第六条 条例第十一条第四項の審査請求人等(以下「審査請求人等」という。)は、意見の陳述をするときは、議長の指示に従い、及び次の事項を遵守しなければならない。

一 意見は、審査請求の理由の範囲において陳述すること。

二 重複した意見を陳述しないこと。

三 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に意見を求め、又は議論をしようとししないこと。

四 委員等を批判し、威嚇し、又は侮辱しないこと。

五 委員等が意見を求めたとき以外は発言しないこと。

六 指定された制限時間を超えて陳述しないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、審査会の秩序を乱し、審査会の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

- 2 議長は、審査請求人等が前項の事項を遵守しないとき、又は審査請求人等に不穏当な言動があつたときは、その陳述の停止を命じ、又は当該審査請求人等を退出させることができる。この場合において、審査会は、改めて意見を述べる機会を与えることなく、陳述を終結することができる。

(審査請求人等の意見の聴取)

第七条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第十一条第四項の規定に基づき鑑定を求め、又は条例第十五条第一項の規定に基づき閲覧させ、若しくは複写させようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査会への提出書類の閲覧等)

第八条 条例第十五条第一項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めようとする者は、提出資料閲覧等請求書(第一号様式)を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により提出資料閲覧等請求書が提出されたときは、当該閲覧の諾否を決定し、提出資料閲覧等承諾通知書(第二号様式)、提出資料閲覧等一部承諾通知書(第三号様式)又は提出資料閲覧等拒否通知書(第四号様式)により、当該閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。

- 3 審査会は、第一項の規定による求めに応じる場合において、閲覧を求められた意見書又は資料に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

- 4 条例第十五条第三項に規定する複写に要する費用の額は、別表のとおりとする。

(出資法人等又は指定管理者から諮問を受けた事件の調査審議)

第九条 条例第三条第四項に規定する出資法人等又は指定管理者からの諮問に係る事件の調査審議に当たっては、第二条から前条までの規定を準用するものとする。

(庶務)

第十条 審査会の庶務は、戦略企画部において処理する。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に行われる審査会及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議は、第二条第二項及び第三条第二項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(三重県情報公開審査会規則の廃止)

- 3 三重県情報公開審査会規則(昭和六十三年三重県規則第二十七号)は、廃止する。

(三重県個人情報保護審査会規則の廃止)

- 4 三重県個人情報保護審査会規則(平成十四年三重県規則第十四号)は、廃止する。

別表(第八条関係)

区分	交付の方法	費用の額
一 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付 (日本工業規格A三判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 一枚につき十円
		カラーの場合 一枚につき四十円
二 電磁的記録	用紙に出力したものの交付(日本工業規格A三判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 一枚につき十円
		カラーの場合 一枚につき四十円

備考 一 用紙の画面を使用するときは、片面を一枚として費用の額を算定する。

二 日本工業規格A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A三判に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。

第 1 号様式（第 8 条関係）

提出資料閲覧等請求書

年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長 宛て

(〒 ー)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先（法人その他の団体にあつては担当者の氏名及び連絡先）

電話番号

ファクシミリ番号

三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会への提出資料の閲覧・複写を求めます。

意見書の名称又は資料の名称等	
閲覧等の方法 1 又は 2 のいずれか一方の <input type="checkbox"/> に、レ印を付してください。	1 <input type="checkbox"/> 閲覧(視聴)を希望 [閲覧(視聴)後、必要な部分の写しの交付も含む。] <hr/> 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付を希望 [<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付]

以下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

第 2 号様式（第 8 条関係）

提出資料閲覧等承諾通知書

第 号
年 月 日

様

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

注 1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。

2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第3号様式（第8条関係）

提出資料閲覧等一部承諾通知書

第 号
年 月 日

様

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長



年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は資料の名称等	
承諾しないこととした部分	
承諾しない理由	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 [電話番号]
備考	

注 1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。

2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第 4 号様式（第 8 条関係）

提出資料閲覧等拒否通知書

第 号
年 月 日

様

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長



年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり拒否することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
承諾しない理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十号

旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則

旅費、食糧費等に関する開示基準規則（平成八年三重県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」を「第三十四条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県情報公開条例施行規則及び三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十一号

三重県情報公開条例施行規則及び三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

（三重県情報公開条例施行規則の一部改正）

第一条 三重県情報公開条例施行規則（平成十二年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」を「第三十四条」に改める。

第十一条第一項中「三重県情報公開審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第二項中「三重県情報公開審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第十二条第一項中「第四十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十三条中「第四十六条」を「第三十条」に改める。

第十三号様式中「~~三 重 県 情 報 公 開 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」を「~~三 重 県 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」に改める。

第十四号様式中「~~三 重 県 情 報 公 開 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」を「~~三 重 県 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」に、「~~三 重 県 情 報 公 開 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」を「~~三 重 県 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」に改める。

（三重県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第二条 三重県個人情報保護条例施行規則（平成十四年三重県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十七条」を「第五十二条」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（条例第七条第三項の実施機関が定める情報）

第一条の二 条例第七条第三項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二十二條第一項中「三重県個人情報保護審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、同条第二項中「三重県個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第二十三條中「第六十六条」を「第五十一条」に改める。

第二十六号様式中「~~三 重 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」を「~~三 重 県 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 諮 問 通 知 書~~」

に、「三重県個人情報保護審査会会長」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

第二十七号様式中「三重県個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、第二条中第二条の次に一条を加える改正規定は平成二十九年五月三十日から施行する。

三重県動物愛護推進センター条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十二号

三重県動物愛護推進センター条例の施行期日を定める規則

三重県動物愛護推進センター条例（平成二十八年三重県条例第五十一号）の施行期日は、平成二十九年五月二十八日とする。

三重県動物愛護推進センター条例施行規則をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十三号

三重県動物愛護推進センター条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県動物愛護推進センター条例（平成二十八年三重県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第二条 三重県動物愛護推進センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、三重県動物愛護推進センター所長（以下「所長」という。）が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 水曜日及び土曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この号及び次号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の日曜日、水曜日、土曜日及び休日でない日）
- 二 休日（休日に当たる土曜日を除く。）の翌日（この日が前号に規定する日、日曜日又は休日に当たるときは、その翌日以後の最初の前号に規定する日、日曜日及び休日でない日）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

（開館時間等）

第三条 センターの開館時間（次項において「開館時間」という。）は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

- 2 所長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（入館者の遵守事項）

第四条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 館内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 二 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。

（宣伝行為等の許可）

第五条 次に掲げる行為をしようとする者は、所長の許可を受けなければならない。

- 一 ポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲げ、又は貼り付けること。
- 二 特別な設備を設置すること。
- 三 物品を宣伝し、若しくは販売し、又は頒布すること。

（手数料の減免）

第六条 条例第四条第四項の規定による手数料の減額又は免除を受けることができるときは、次に掲げるときとする。

- 一 動物の愛護を目的とする団体に犬及び猫の譲渡しを行うとき 免除
 - 二 前号に定めるもののほか、所長が特別の事情があると認めるとき 減額又は免除
- (手数料の減免の手続)

第七条 条例第四条第四項の規定による手数料の減免を受けようとするものは、手数料減免申請書(様式第一号)に必要な事項を記載して所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月二十八日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

手数料減免申請書

年 月 日

三重県動物愛護推進センター所長 宛て

住所

氏名

㊟

(法人その他の団体にあつては事務所等
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり手数料の減免を受けたいので申請します。

記

手数料の名称	
手数料の額	円
減免を受けようとする額	円
減免を受けようとする理由	
備考	

(規格 A4)

公安委規則

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則及び公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第五号

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則及び公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則(平成十三年三重県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」を「第三十四条」に改める。

第十一条第一項中「三重県情報公開審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第二項中「三重県情報公開審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第十二条第一項中「第四十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十三条中「第四十六条」を「第三十条」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

第十四号様式中「~~三重県情報公開審査会諮問書~~」を「~~三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書~~」に、「~~三重県情報公開審査会~~」を「~~三重県情報公開・個人情報保護審査会~~」に改める。

第十五号様式中「~~三重県情報公開審査会諮問通知書~~」を「~~三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書~~」に、「~~三重県情報公開審査会~~」を「~~三重県情報公開・個人情報保護審査会~~」に改める。

(公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二条 公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則(平成十八年三重県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十七条」を「第五十二条」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(条例第七条第三項の実施機関が定める情報)

第二条の二 条例第七条第三項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二十二條第一項中「三重県個人情報保護審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、同条第二項中「三重県個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第二十三條中「第六十六条」を「第五十一条」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第二十七号様式中「~~三重県個人情報保護審査会諮問書~~」を「~~三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書~~」に、「~~三重県個人情報保護審査会~~」を「~~三重県情報公開・個人情報保護審査会~~」に改める。

第二十八号様式中「~~三重県個人情報保護審査会諮問通知書~~」を「~~三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書~~」に改める。

通知書」に、「三重県個人情報保護審議会」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、第二条中第二条の次に一条を加える改正規定は平成二十九年五月三十日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程及び企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第十号

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程及び企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程

(企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部改正)

第一条 企業庁関係三重県情報公開条例施行規程(平成十二年三重県企業庁管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」を「第三十四条」に改める。

第十一条第一項中「三重県情報公開審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第二項中「三重県情報公開審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第十二条第一項中「第四十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十三号様式中「三重県情報公開審議会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会諮問書」に、「三重県情報公開審議会」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第十四号様式中「三重県情報公開審議会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「三重県情報公開審議会」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

(企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第二条 企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十七条」を「第五十二条」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(条例第七条第三項の実施機関が定める情報)

第一条の二 条例第七条第三項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二十一条第一項中「三重県個人情報保護審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第二項中「三重県個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第二十六号様式中「三重県個人情報保護審議会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会諮問書」に、「三重県個人情報保護審議会」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第二十七号様式中「三重県個人情報保護審議会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「三重県個人情報保護審議会」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、第二条中第二条の次に一条を加える改正規定は平成二十九年五月二十日から施行する。

病院事業庁管理規程

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程及び病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年五月二十六日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕 一

三重県病院事業庁管理規程第八号

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程及び病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程

(病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部改正)

第一条 病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程(平成十二年三重県病院事業庁管理規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」を「第三十四条」に改める。

第十一条第一項中「三重県情報公開審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第二項中「三重県情報公開審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第十二条第一項中「第四十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十三号様式中「三重県審議会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「三重県審議会」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第十四号様式中「三重県審議会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「三重県審議会」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

(病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第二条 病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成十四年三重県病院事業庁管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十七条」を「第五十二条」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(条例第七条第三項の実施機関が定める情報)

第一条の二 条例第七条第三項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二十二條第一項中「三重県個人情報保護審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第二項中「三重県個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第二十六号様式中「三重県個人情報保護審議会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」

「三重県個人情報保護審査会会長」と「三重県情報公開・個人情報保護審査会会長」と改める。

第11条中「第31条第1項」を「第31条第1項」に改める。
本文中「第47条第1項」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第1条中第1条の次に1条を加える改正規定は平成29年5月31日から施行する。

告 示

三重県告示第 348 号

三重県情報公開条例第 47 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 14 年三重県告示第 181 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

題名中「第 47 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改める。

本文中「第 47 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改める。

附 則

この告示は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

三重県告示第 349 号

三重県個人情報保護条例第 48 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 17 年三重県告示第 767 号）を廃止します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

附 則

この告示は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

三重県告示第 350 号

三重県個人情報保護条例第 64 条第 2 項の実施機関が別に定める機関（平成 17 年三重県告示第 768 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

題名中「第 64 条第 2 項」を「第 49 条第 2 項」に改める。

本文中「第 64 条第 2 項」を「第 49 条第 2 項」に改める。

附 則

この告示は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

三重県告示第 351 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の 種 類
笹川内科胃腸科 クリニック	四日市市波木町坂向 305	医療法人 笹川内 科胃腸科クリニッ ク	四日市市波木町坂向 305	平成 29 年 5 月 1 日	居宅療養管理 指導

グループホーム さくら	北牟婁郡紀北町東長島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	平成 29 年 4 月 1 日	認知症対応型 共同生活介護
笹川内科胃腸科 クリニック	四日市市波木町坂向 305	医療法人 笹川内 科胃腸科クリニッ ク	四日市市波木町坂向 305	平成 29 年 5 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
名張市介護老人 保健施設「ゆり の里」	名張市百合が丘西 1 番町 179 番地	名張市	名張市鴻之台 1 番町 1 番地	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
名張市介護老人 保健施設「ゆり の里」	名張市百合が丘西 1 番町 179 番地	名張市	名張市鴻之台 1 番町 1 番地	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防短期 入所療養介護
グループホーム さくら	北牟婁郡紀北町東長島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	平成 29 年 4 月 1 日	介護予防認知 症対応型共同 生活介護

三重県告示第 352 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の種類	廃 止 年 月 日
認知症対応型通所介 護さくら	北牟婁郡紀北町東長 島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	認知症対応型 通所介護	平成 28 年 6 月 30 日
認知症対応型通所介 護さくら	北牟婁郡紀北町東長 島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	介護予防認知 症対応型通所 介護	平成 28 年 6 月 30 日
チェリー調剤薬局 伊勢店	伊勢市中須町 523	株式会社日医工三 重	松阪市五反田町四丁 目 1124 番地の 3	居宅療養管理 指導	平成 29 年 3 月 31 日
チェリー調剤薬局 伊勢店	伊勢市中須町 523	株式会社日医工三 重	松阪市五反田町四丁 目 1124 番地の 3	介護予防居宅 療養管理指導	平成 29 年 3 月 31 日

三重県告示第 353 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種類
笹川内科胃腸科 クリニック	四日市市波木町坂向 305	医療法人 笹川内 科胃腸科クリニッ ク	四日市市波木町坂向 305	平成 29 年 5 月 1 日	居宅療養管理 指導
グループホーム さくら	北牟婁郡紀北町東長島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	平成 29 年 4 月 1 日	認知症対応型 共同生活介護
笹川内科胃腸科 クリニック	四日市市波木町坂向 305	医療法人 笹川内 科胃腸科クリニッ ク	四日市市波木町坂向 305	平成 29 年 5 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
名張市介護老人 保健施設「ゆり の里」	名張市百合が丘西 1 番町 179 番地	名張市	名張市鴻之台 1 番町 1 番地	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
名張市介護老人 保健施設「ゆり の里」	名張市百合が丘西 1 番町 179 番地	名張市	名張市鴻之台 1 番町 1 番地	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防短期 入所療養介護

グループホーム さくら	北牟婁郡紀北町東長島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	平成 29 年 4 月 1 日	介護予防認知 症対応型共同 生活介護
----------------	----------------------	----------	---------------------	--------------------	--------------------------

三重県告示第 354 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の種類	廃 止 年 月 日
認知症対応型通所介護さくら	北牟婁郡紀北町東長島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	認知症対応型通所介護	平成 28 年 6 月 30 日
認知症対応型通所介護さくら	北牟婁郡紀北町東長島 1075-6	医療法人 誠山会	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	介護予防認知症対応型通所介護	平成 28 年 6 月 30 日
チェリー調剤薬局伊勢店	伊勢市中須町 523	株式会社日医工三重	松阪市五反田町四丁目 1124 番地の 3	居宅療養管理指導	平成 29 年 3 月 31 日
チェリー調剤薬局伊勢店	伊勢市中須町 523	株式会社日医工三重	松阪市五反田町四丁目 1124 番地の 3	介護予防居宅療養管理指導	平成 29 年 3 月 31 日

三重県告示第 355 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 加藤 宏	度会郡度会町大野木 1858 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
松葉 清孝	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2314185
畑 竜太	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2315201
亀田 宏之	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2320066

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
奥野 真也	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429057
尾崎 誠	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429058

(3) 農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
西堀 拓弥	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2320067
谷口 彰	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2324106

三重県告示第 356 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 6 日 第 11 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪農業協同組合	代表理事理事長 西原 久雄	松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
濱田 静哉	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2322057

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
関岡 州	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429059

三重県告示第 357 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀北部農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	伊賀市四十九町 1294 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
松谷 康彦	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2317124
福本 昌志	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2325050

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
金原 冬馬	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429060
山崎 知宏	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429061
楯 良介	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429062

三重県告示第 358 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 7 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 長井 雅美	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地 21

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
松平 大信	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大豆	K2429055
高橋 佳克	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大豆	K2429056

三重県告示第 359 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
松阪市飯南町上仁柿字城古谷 2306
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 360 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、販売委託業務の販売代金収納事務を次のとおり委託しました。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先
大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 5 番 13 号
株式会社近鉄リテーリング 代表取締役社長 中井 潔
- 2 委託期間
平成 29 年 5 月 26 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 361 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 第 1
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 甲南阿山伊賀線
 - 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市田中宇前出 454 番 1 地先内	旧	13.28~14.35	62.00
	新	14.35~24.11	62.00

- 第 2
- 1 道路の種類 県道

2 路線名 上野大山田線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市上野丸之内 39 番 158 地先から 伊賀市上野東町 2495 番 3 地先まで	旧	14.40～19.10	34.90
	新	17.80～19.90	34.90

第 3

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市古江町字平松 81 番 10 地先内	旧	6.10～8.70	57.50
	新	12.70～19.40	57.50

第 4

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 309 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市五郷町寺谷字水玉 985 番 4 地先から 熊野市五郷町寺谷字大坪 1077 番 5 地先まで	旧	6.00～15.40	472.00
	新	10.20～27.90	472.00

三重県告示第 362 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3241 番地先まで	平成 29 年 5 月 26 日
一般国道 306 号	亀山市椿世町字西松 529 番 1 地先から 亀山市川合町字長妻 1233 番 1 地先まで	平成 29 年 5 月 26 日
県道 稲生山線	鈴鹿市白子町字用水 3236 番 1 地先から 鈴鹿市白子町字用水 3224 番 1 地先まで	平成 29 年 5 月 26 日
県道 横輪南勢線	伊勢市矢持町下村字田代 757 番 3 地先から 伊勢市矢持町下村字田代 750 番 2 地先まで	平成 29 年 5 月 26 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市相差町字堤 2031 番 115 地内	平成 29 年 5 月 26 日
県道 上野大山田線	伊賀市上野丸之内 39 番 158 地先から 伊賀市上野東町 2495 番 3 地先まで	平成 29 年 5 月 26 日

三重県告示第 363 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高谷	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 364 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
シラサゴ	度会郡度会町小萩 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中ノ谷川	度会郡度会町小萩 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ゴキノ	度会郡度会町小萩 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
コウジガノ	度会郡度会町小萩 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小萩 1	度会郡度会町小萩 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小萩 2	度会郡度会町小萩 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
風呂屋	度会郡度会町柳 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柳谷川 1	度会郡度会町柳 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柳谷川 2	度会郡度会町柳 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
徳湯谷	度会郡度会町柳 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柳 1	度会郡度会町柳 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
市場	度会郡度会町市場 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
寺山	度会郡度会町市場 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
佐田	度会郡度会町市場 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
市場 1	度会郡度会町市場 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小谷	度会郡度会町和井野 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
寺ノ谷	度会郡度会町和井野 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
トシキ谷 1	度会郡度会町和井野 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
トシキ谷 2	度会郡度会町和井野 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
和井野 2	度会郡度会町和井野 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
和井野 1	度会郡度会町和井野 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
瀬戸	度会郡度会町脇出 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

小田	度会郡度会町脇出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小池谷	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヒコ谷	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御松谷川	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
尾敷源	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南中村 1	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川上 1	度会郡度会町川上 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川上 2	度会郡度会町川上 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川上 3	度会郡度会町川上 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神出 1	度会郡度会町小萩 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神出 2	度会郡度会町小萩 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神出 3	度会郡度会町小萩 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小萩 1	度会郡度会町小萩 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小萩 2	度会郡度会町小萩 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳 4	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳 1	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳 2	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳 3	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳 5	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳 6	度会郡度会町柳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 1	度会郡度会町市場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 3	度会郡度会町市場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 2	度会郡度会町市場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和井野 3	度会郡度会町和井野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和井野 4	度会郡度会町和井野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和井野 1	度会郡度会町和井野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和井野 2	度会郡度会町和井野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

和井野 5	度会郡度会町和井野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇出 3	度会郡度会町脇出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇出 5	度会郡度会町脇出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇出 4	度会郡度会町脇出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇出 6	度会郡度会町脇出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇出 1	度会郡度会町脇出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇出 2	度会郡度会町脇出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩ノ鼻	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中井出	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日部 1	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日部 2	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御杣	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上出 1	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上出 2	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南中村 1	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南中村 2	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南中村 3	度会郡度会町南中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上 4	度会郡度会町川上 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上 2	度会郡度会町川上 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上 1	度会郡度会町川上 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上 3	度会郡度会町川上 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

議 会 告 示

三重県議会告示第 1 号

三重県個人情報保護条例第 64 条第 2 項の実施機関が別に定める機関の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

三重県個人情報保護条例第 64 条第 2 項の実施機関が別に定める機関の一部を改正する告示

三重県個人情報保護条例第 64 条第 2 項の実施機関が別に定める機関（平成 17 年三重県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「第 64 条第 2 項」を「第 49 条第 2 項」に改める。

本文中「第 64 条第 2 項」を「第 49 条第 2 項」に改める。

附 則

この告示は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

議 会 訓 令**三重県議会訓令第 1 号**

三重県議会事務局

議会関係三重県情報公開条例施行規程及び議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

議会関係三重県情報公開条例施行規程及び議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

(議会関係三重県情報公開条例施行規程の一部改正)

第 1 条 議会関係三重県情報公開条例施行規程（平成 12 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 49 条」を「第 34 条」に改める。

第 11 条第 1 項中「三重県情報公開審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第 2 項中「三重県情報公開審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 41 条第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 13 号様式中「三重県情報公開審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、「三重県情報公開審査会会長」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

第 14 号様式中「三重県情報公開審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「三重県情報公開審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第 2 条 議会関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成 14 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 67 条」を「第 52 条」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 7 条第 3 項の実施機関が定める情報)

第 2 条の 2 条例第 7 条第 3 項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第 21 条第 1 項中「第 43 条第 1 項」を「第 45 条第 1 項」に、「三重県個人情報保護審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第 2 項中「条例第 44 条」を「条例第 45 条第 2 項の規定により準用される条例第 44 条」に、「三重県個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第 22 条中「第 66 条」を「第 51 条」に改める。

第 26 号様式中「三重県個人情報保護審査会諮問書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、「三重県個人情報保護審査会会長」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会会長」に、「第 43 条第 1 項」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第 27 号様式中「三重県個人情報保護審査会諮問通知書」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「第 43 条第 1 項」を「第 45 条第 1 項」に、「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に、「同条例第 44 条」を「同条第 2 項の規定により準用される同条例第 44 条」に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中第 2 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 東貝野良質米営農組合	いなべ市北勢町東貝野 950-1	いなべ市北勢町東貝野字上田 3232 ほか 3 筆
二之湯 和彦	いなべ市員弁町字野 313	いなべ市員弁町上笠田字城下 3183
農事組合法人 畑新田集落営農組合	いなべ市員弁町畑新田 441-1	いなべ市員弁町松之木字笹谷 56 ほか 13 筆
種村 専八	いなべ市藤原町本郷 174	いなべ市藤原町本郷字天白 2461 ほか 5 筆
有限会社 種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字天白 2482 ほか 2 筆
近藤 嘉徳	いなべ市藤原町本郷 787	いなべ市藤原町本郷字国重 2504
有限会社 イケダグリーン	津市白山町二本木 3445	津市白山町岡中堂谷 631 ほか 1 筆
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木大垣内 4807 ほか 24 筆
高瀬 和美	松阪市小野江町 1133	松阪市五主町字二ノ割 1454 ほか 4 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字東浦 665-2 ほか 2 筆
陰地 伸哉	度会郡度会町棚橋 919 番地 4	度会郡度会町鮎川西出 385 番 3 ほか 1 筆
江尻 潜	度会郡大紀町大内山 3088-2	度会郡大紀町大内山駒ヶ瀬沖 6585 ほか 1 筆
下平 哲朗	南牟婁郡紀宝町成川 1004	南牟婁郡紀宝町高岡山田尻 2971 ほか 12 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 29 年 5 月 26 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、寺井土地改良区（維持管理事業）の設立を平成 29 年 5 月 17 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 29 条第 1 項の規定により次の鳥獣保護区特別保護地区（以下「特別保護地区」といいます。）を指定するため、同条第 4 項において準用する法第 28 条第 4 項の規定により当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針案を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第 29 条第 4 項において準用する法第 28 条第 5 項の規定に基づき、特別保護地区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人で、指針案について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる指針案の名称 3 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）」を記載した意見書を三重県知事に提出することができます。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 特別保護地区の名称

名張市赤目鳥獣保護区赤目長坂特別保護地区

2 特別保護地区の区域

名張市赤目町長坂地内、日本オオサンショウウオセンター入口を起点として、同所から尾根を南東に進み、不動滝の北側にある標高 407m の尾根を山頂に至り、同所から滝川右岸の尾根に沿って東に進み、同尾根と直行する赤目町長坂と大字青蓮寺の大字界を経て、さらに尾根を北東に進み、標高 584m の尾根山頂を経て、さらに尾根を南東に進み、同尾根と琵琶滝から北東に伸びる尾根との交点に至り、同所から琵琶滝に至る尾根を南西に進み、同尾根と三重県と奈良県の境界線との交点（琵琶滝）に至り、同所から同県境を北西に進み、長坂山山頂（標高 585m）に至り、同所から尾根に沿って北東に進み、滝川左岸（通称赤目観光ダム）に至り、同所から滝川左岸を南東に進み、起点の対岸に至り、同所から滝川を渡り起点に至る一円の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、室生赤目青山国定公園内にある名張市赤目鳥獣保護区に位置し、その区域内を流れる一級河川滝川（赤目溪谷）の両岸は、常緑のカシ類等を主とする常緑広葉樹林を中心とした自然豊かな森林である。また、ヤマドリ、フクロウ、オオタカ等の多種多様な野生生物の生息地となっており、鳥獣の保護及びその生息地の保全を図る上で、特に重要な区域であるため、特別保護地区に指定し、その保全を図る。

5 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部獣害対策課
伊賀農林事務所森林・林業室

(2) 縦覧期間及び時間

平成 29 年 5 月 26 日（金）から同年 6 月 8 日（木）
開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 29 年 6 月 8 日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成 29 年 6 月 8 日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部獣害対策課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により鳥獣保護区特別保護地区の指定を行いますので、同条第 4 項において準用する同法第 28 条第 6 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 日時
平成 29 年 7 月 12 日（水）午後 1 時 30 分から
- 2 場所
伊賀市四十九町 2802
三重県伊賀庁舎 3 階中会議室
- 3 公聴会において意見を聴こうとする案件
名張市赤目鳥獣保護区赤目長坂特別保護地区の指定について

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
電子県庁・電子自治体推進用パソコン 514 台
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
平成 29 年 11 月 30 日（木）
 - (4) 納入場所
三重県本庁舎
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成29年6月23日(金)14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 納入しようとする物品が調達説明書(仕様書)に示す仕様に適合することを証明する書類(「機能及び定価証明書」)(様式1)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班 担当 向谷
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219
- (2) 契約条項を示す場所
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 担当 井上
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2207
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
- 本公告日から平成29年7月6日(木)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- 平成29年6月28日(水)14時までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年7月6日(木)14時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成29年7月6日(木)14時
なお、三重県庁内郵便局へは平成29年6月27日(火)から同年7月6日(木)14時までの間に到着するように郵送してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班
案件名 電子県庁・電子自治体推進用パソコン入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
- 日時 平成29年7月6日(木)14時05分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部地域連携総務課
- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Computers for use in promoting digitization at the Prefectural Government and municipalities in Mie: 514 units
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 6, 2017.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (*Mieken-cho nai Yubinkyoku*) between Tuesday, June 27, 2017 and 2:00 P.M. on Thursday, July 6, 2017.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:05 P.M. on Thursday, July 6, 2017.
- (4) Managing Authority:
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3363 (Japanese only)
- (5) Language and Currency used in Contract and Bidding Procedures:
Japanese and Japanese currency

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
